

## 岩手県立大学総合政策学会会則

(名 称)

第1条 本会は、岩手県立大学総合政策学会と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、岩手県立大学総合政策学部におく。

(目 的)

第3条 本会は、総合政策に関わる研究、発表及びその他研究支援活動を目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、その目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 学会誌及びその他の印刷物の刊行
- (2) 学術大会、研究会及び講演会等の開催
- (3) その他、理事会が本会の目的を達成するため必要と認める事業

(会 員)

第5条 本会は、次に掲げる者をもってその会員とする。

- (1) 岩手県立大学総合政策学部の教授、准教授、常勤講師、助教、助手及び岩手県立大学（短期大学部を含む）の常勤の教職員並びに岩手県立大学大学院総合政策研究科の学生で入会を希望する者（普通会员）
- (2) 岩手県立大学総合政策学部の学生で理事会が入会を承認する者（購読会員）
- (3) 理事会が特に入会を承認する者（特別会員）
- (4) 理事会が会員に推薦する者（名誉会員）

(会 費)

第6条 会員は、名誉会員を除いて、総会が議決し附則に定める会費を納めなければならない。

(学会誌配付)

第7条 会員には学会誌を配付する。

(役 員)

第8条 本会には、次に掲げる役員をおく。

- (1) 理事長 1 名
- (2) 理 事 若干名
- (3) 監 事 2 名

(理事長)

第9条 理事長は、総合政策学部長が就任する。理事及び監事は、理事長の提案により総会が選任する。

(任 期)

第10条 本会役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、後任の役員が選任されないまま任期が満了した役員は、新たに役員が選任されるまで引き続きその職務を行う。

(任 務)

第11条 理事長は、本会を代表し、会務を総括する。

- ② 理事は、理事会を組織し、総務、会計及びその他の会務を執行する。なお、次項の編集委員長は理事とする。
- ③ 理事会は、編集委員を選任し、編集委員は、編集委員会を組織する。なお、編集委員会の規則は、別に定める。
- ④ 監事は、会計監査を行う。

(総 会)

第12条 理事長は、毎年、少なくとも1回普通会员から構成される総会を招集しなければならない。

- ② 理事長は、必要があると認めるときに臨時総会を招集することができる。
- ③ 総会の議長は、理事長が務める。
- ④ 総会の議決は、出席者の過半数の同意による。可否同数のときは、議長の決するところによる。

(経 費)

第13条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

(事業年度)

第14条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則の改正)

第15条 本会則は、普通会员の過半数の同意がなければ改正することができない。

(解 散)

第16条 本会は、普通会员の4分の3以上の同意がなければ解散することができない。

(運 営)

第17条 本会の運営に関し必要な事項は、理事長が理事会に諮って決定する。

附 則

- ① 本会則は、1998（平成10）年10月7日から施行する。
- ② 普通会员・特別会員の年会費は、それぞれ3,000円とし、購読会員の年会費は1,000円とする。
- ③ 初年度の役員任期は、第10条にかかわらず、2000（平成12）年3月31日までとする。
- ④ 最初の事業年度の始期は、第14条にかかわらず、本会設立の日とする。

附 則

本会則は、1999（平成11）年12月15日から施行する。

附 則

本会則は、2000（平成12）年5月17日から施行する。

附 則

本会則は、2001（平成13）年5月16日から施行する。

附 則

本会則は、2007（平成19）年6月20日から施行する。